

事業名	子ども・若者の新たな居場所「IKEROOT」のオープン
ここがポイント	- 子育て世帯も、子ども・若者も つながりで安心が生まれる、みんなの居場所「IKEROOT(イケルート)」が7月18日にオープン - 地域に開かれた交流の拠点として、アーバンスポーツや学習、相談支援など多角的な事業を展開

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- 令和7年3月21日に、UR 都市機構と「豊島区における若者の居場所創出の促進に関する協定」を締結。
- 地域課題である「子ども・若者の安心できる居場所」をつくることが求められていることから、本協定に基づき、旧池袋保健所仮庁舎の暫定活用を令和8年7月18日より開始。
- 令和8年3月に施設名称のアイデアを募り、その中から子どもたちの得票数が多かった「IKEROOT」に施設名称を決定した。

2. 目的

地域に開かれた交流の拠点として、スポーツ・学習・相談支援などの多角的な事業を展開し、子どもや若者が安心して過ごせる居場所を創出する。

3. 内容

【フロア構成】 重量鉄骨造2階建て 延床面積 約 3,545.44 m²、敷地面積 約 3,880.39 m²

1階	妊産婦・子育て世帯等の居場所、ケアリーバー等の相互交流、YA 図書館サテライト、出張アシスとしま
2階	アーバンスポーツエリア(アートエリア、キッズエリア含む)

- 場所:豊島区東池袋4-42-16 (駐輪場36台)
- 開設日:令和8年7月18日(土) 休館日:火、木、年末年始
- 開館時間

拠点名	月	水	金	土	日	開館時間
① 妊産婦・子育て世帯等の居場所	○	○	○	×	×	月・水・金10:00~16:00
② ケアリーバー等の相互交流	-	-	-	-	-	原則、毎月第2日曜日
③ YA 図書館サテライト	○	○	○	○	○	月・水・金 16:00~19:00 土日祝、長期休暇 10:00~17:00
④ アシスとしま出張相談	-	-	-	-	-	原則、毎月2回 ※初回は7月29日 水 14:00~16:00
⑤ アーバンスポーツエリア	○	○	○	○	○	月・水・金 16:00~19:00 土日祝、長期休暇 10:00~17:00

※③および⑤については、夏休み、冬休み、春休みの長期休暇期間中は毎日開設

※④は前月 20 日までに、ホームページ等で実施日時を公開

※利用料金は無料

事業名

子ども・若者の新たな居場所「IKEROOT」のオープン

事業の内容

＜1 階＞

① 妊産婦・子育て世帯等の居場所 | 愛称:TADAIMA(ただいま)

内容:国籍や文化に関係なく、妊婦や子育て世帯が安心して子育てを楽しむことができる居場所

多言語にも対応し、出産、育児などの困りごとを助産師やスタッフに相談することができます。

対象:多様な国籍や文化的バックグラウンドを持つ妊娠中の方や3歳未満のお子さんを子育て中のご家庭

(担当:子ども家庭支援センター 管理グループ 電話番号:03-6858-7822)

② ケアリーバー等の相互交流 | 愛称:B4S PORT いけぶくろ (ビーフォーエスポーツいけぶくろ)

内容:児童養護施設や里親家庭等を離れた若者(ケアリーバー)が相談や交流を通じて安心してつながれる居場所

対象:児童養護施設や里親家庭等から自立したケアリーバーや虐待経験のあるサバイバー等

(担当:子育て支援課 社会的養育施策調整グループ 電話番号:03-4566-2500)

③ YA 図書館サテライト

内容:ティーンズが学習や読書、交流、イベントを通じて安心して過ごせる居場所空間

対象:10代の子ども限定 ※保護者の同伴不可

(担当:豊島区立中央図書館 電話番号:03-3983-7861)

④ アシスとしま出張相談 | 愛称:アシスルート

内容:アシスとしまの出張事業として、子どもから若者までが気軽に悩みを相談できる身近な相談拠点

スポーツの体験やイベントなどで子どもたちが集中する時間帯を中心に、アウトリーチによる相談を実施

対象:子どもから概ね 18 歳までの若者

(担当:子ども若者課 子ども若者支援グループ 電話番号:03-4566-2475)

＜2 階＞

⑤ 【豊島区初】アーバンスポーツエリア | 愛称:裏トシマ文化交差点

内容:屋内スケートボードやパルクール等を安全に体験できる、見守り体制を備えた若者向けスポーツ拠点

対象:区内在住・在学の小中高生

※未就学児が利用できるキッズエリアも完備

(担当:生涯学習・スポーツ課 アーバンスポーツ・eスポーツ推進グループ 電話番号:03-4566-2767)

その他、各施設の詳細は、区ホームページよりご確認ください。

<https://www.city.toshima.lg.jp/601/2606161422.html>



4. 今後のスケジュール

- ・ 令和8年7月18日 暫定活用開始
- ・ 令和10年3月31日 暫定活用終了(予定)

事業名	子どもの居場所・体験事業
ここがポイント	・ 文化芸術・アーバンスポーツ体験など、子どもたちの夏休み体験を豊かなものにする ・ 文化芸術体験につながりにくい子どもたちに直接届ける新たな文化事業 ・ 学校でも家でもない、涼みながら勉強できる場所を提供

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 猛暑や家庭環境の変化に対応し、小学生や中学生が夏休みに室内で快適に過ごせる場所を提供することが急務である。子どもレターで、「学校でも家でもない、勉強できる場所が欲しい」という要望が数多く寄せられている。
- ・ 障害の有無、家庭環境、国籍等、様々な壁による子どもたちの「体験格差」の解消が求められている。

2. 目的

- ・ クラスや学年を超えた地域での体験など、夏休みならではの事業を実施し、子どもたちの夏休み体験を豊かなものにする。また、常設の居場所を提供し、子どもたちに安全・安心を届ける。
- ・ 関係機関と連携して文化芸術体験につながりにくい子どもに直接アプローチし、文化芸術に親しむことができる機会を提供し、体験格差の解消を図る。

3. 内容

【文化体験の場】 ※全イベント参加費無料

- ・ とうきょうこどもクリエイティブラボ…3D モデリング、迷路ゲーム制作、LINE スタンプ制作 等
日時:8月6,7,8,17,18,24日 / 場所:区民ひろば高南第二
- ・ アーバンスポーツ…スラックライン、スラックレール、指スケ、ダンス 等
日時:7月21,24,27,29,30日、8月3,4,19,24,27,28日 / 場所:各区民ひろば
- ・ アーティスト イン スキップ…子どもスキップで実施の大道芸、ダンス、音楽等のアーティストによるプログラム。
- ・ としまアートコネスタ…民生委員・児童委員、子ども食堂等と連携して子どもたちに周知し、アーティストとともに
行う演劇・ダンス等のワークショップ。
日時:8月20,21,24,25,27,28日 等 / 場所:各子どもスキップ、各区民ひろば

※開催日毎に実施場所・内容は異なります。詳細は各イベントのホームページを参照。

【学びの場】

- ・ 自習室…学校でも家でもない、涼みながら勉強できる場所を用意
日時:7月21日～8月31日 平日10時～16時 ※各区民ひろばの休館日を除く
場所:区民ひろば朝日、池袋本町、高松、千早、椎名町 地域文化創造館駒込、巣鴨、南大塚、雑司が谷
※上記以外の区民ひろばでも、空き部屋を子どもたちの自習室として開設、IKEROOT にも自習室を設置
- ・ 上池袋図書館…課題や受験勉強に利用できる独立した自習スペースを設置
日時:平日9時～20時、土日祝日9時～18時 ※7月24日、8月4,28 日を除く
座席:自習席41席、PC 席14席 ※席の予約必須



区ホームページ

事業名	低所得子育て世帯等への食料支援
ここがポイント	・ 物価が高騰している現状において子育て世帯に対して即効性のある食料支援を実施 ・ 区独自の支援策として、給食が提供できない夏休みの食費負担を軽減するため、豊島区内共通商品券をプッシュ型で配付 ・ 「としま子ども若者応援基金」を活用した食料支援
事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 食料品の価格が高騰し、家庭の経済的負担が増加していることにより、子どもや若者たちの生活に深刻な影響を与えていることから、区独自の即効性のある食料支援を実施する。 2. 目的 給食がない夏休みの長期休暇期間中において、特に経済的負担が増している子どもの食の確保を支援する。 3. 内容 区内在住の児童育成手当受給世帯および 18 歳以下の子どもがいる非課税世帯に対して、区内共通商品券 12 枚(6,000 円分)を配付する。 (1)対象 令和8年7月1日時点で、豊島区に住民登録がある以下の世帯(①、②あわせて約 2,400 世帯) ① 令和8年5月分の児童育成手当を受給している世帯 ② 18 歳以下の子どもがいる非課税世帯 (2)配付方法 ①プッシュ型配付 住民記録や住民税情報、児童育成手当受給情報から対象条件に該当する世帯を抽出し、申請不要で豊島区内共通商品券を配付する ②申請型配付 豊島区に住民税情報がない世帯等、①に該当しなかった世帯から申請を受付し、要件に該当する場合に豊島区内共通商品券を配付する 4. 今後のスケジュール 令和8年8月から対象者抽出・商品券の発送(プッシュ型)および申請を受付 5. 事業費 ※第2回区議会定例会補正予算に計上 16,916千円	

事業名	学童クラブ利用者の昼食支援
ここがポイント	・ 1食あたり650円の配達弁当に対し、区が150円を助成し、保護者負担を1食あたり500円、いわゆる「ワンコイン」に軽減 ・ 非課税世帯等には、申請により区が200円を追加で補助し、実質1食あたり300円で利用できるよう支援

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 令和2年から小学校の長期休暇期間中における保護者の弁当づくりの負担を軽減するため、学童クラブ在籍児童を対象に、希望制の配達弁当事業を実施している。
- ・ 昨今、猛暑や物価高騰により、夏休み中の子どもの居場所、食事、健康・生活環境の確保が課題となっている。このような状況を踏まえ、豊島区では「子どもが安心して涼しく過ごせる居場所の確保」と「食支援」を一体的に実施する。

2. 目的

長期休暇期間中における保護者の昼食準備の負担及び経済的負担を軽減し、学童クラブを利用する児童が安心して涼しく過ごせる居場所の確保と食支援を行う。

3. 内容

(1)対象 豊島区立子どもスキップ学童クラブに在籍し、長期休暇期間中に学童クラブを利用する児童

(2)補助額

- ・ 通常1食あたり650円の配達弁当を、区が事業者に150円を助成し、保護者負担額を1食500円とする。
 - ・ 非課税世帯等については、申請により1食あたり200円を追加補助する。
- 保護者は1食500円を支払い、後日、区が200円分を支払うことで、実質1食300円で利用できる。

(3)利用方法

- ① 保護者は、配達弁当事業者の専用ホームページから注文し、クレジットカードで決済する。
 - ② 配達弁当は学童クラブに配送され、児童が受け取る。
- ※ 一律150円の助成については保護者からの申請不要。注文時にあらかじめ1食500円として表示される。
追加200円の補助については要申請。

4. 今後のスケジュール

- ・ 令和8年 7月 学童クラブ登録保護者への周知、夏季休暇分の注文開始
 - ・ 令和8年 9月 利用者から夏季休暇分の補助申請受付、補助金交付
- ※冬休み(12月)および春休み(3月)も同様に補助を実施

5. 事業費 ※第2回区議会定例会補正予算に計上

9,048 千円

事業名	子ども食堂等への支援強化
-----	--------------

ここがポイント	・ 学校給食がなくなる長期休暇期間中、食事提供を集中的に行う子ども食堂等を支援する
---------	---

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

食料品の価格高騰により家庭の経済的負担が増加しており、子どもや若者の生活に深刻な影響を与えている。特に長期休暇期間中は、学校給食がないことから食の確保がより困難となる。

2. 目的

長期休暇期間中、食事提供を集中的に行う子ども食堂等を支援する。

3. 内容

豊島区子ども食堂事業補助金に「長期休暇期間集中実施型」を新設する。

補助対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。主な要件は下記のとおり。

- ・ 夏季、冬季、春季休暇、それぞれの長期休暇を対象とする。
- ・ 各長期休暇のうち、平均週3日以上実施の子ども食堂等が対象(対象期間の計算では年末年始を除く)
- ・ 対象期間中の1食につき350円を支給する。

※令和8年度「豊島区子ども食堂事業補助金」詳細

<https://www.city.toshima.lg.jp/231/kodomosyokudo/2307281257.html>



4. 今後のスケジュール

令和8年7月 制度周知

令和8年8月 補助金交付申請受付

5. 事業費 ※第2回区議会定例会補正予算に計上

3,360 千円

事業名	東京都シルバーパスの購入費助成
ここがポイント	・ 満70歳以上で住民税が課税されている方がシルバーパスを購入する際に、区独自に11,000円を助成し、利用者負担額1,000円で購入できるようにする ・ 高齢者が躊躇することなく外出できる環境を整備し、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図る
事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など ・ 基本構想に掲げる「生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち」の実現のために、今年度末策定予定の「豊島区地域公共交通計画」においても、高齢者をはじめ、障害者、子育て世帯の方々など、いわゆる「交通弱者」の声をしっかりと受けとめるべく、改めて広くアンケート調査等を実施し、今後の取組みの方向性について検討を進めている。 ・ 加えて、高齢者の健康づくりの視点からも、移動手段を確保し、外出しやすい環境を整備することは、健康寿命の延伸や、住み慣れたまちでいきいきと生活し続けるための基盤になる。 ・ 本区では、福祉・健康を今年度の重点取組テーマとしており、移動及び健康づくりの両面から高齢者を支援するために実施することとした。 2. 目的 ・ 高齢者の移動手段を確保し、躊躇することなく外出できる環境を整備する。 ・ 福祉・健康を今年度の重点取組テーマとしており、移動及び健康づくりの両面から高齢者を支援する。 3. 内容 【対象】以下の全てに該当する方 ・ 豊島区に住所を有する満 70 歳以上の方 ・ 本年度の住民税が課税で前年の合計所得金額 135 万円を超える方 ・ 東京都シルバーパス(令和8年 10 月1日以降から有効のもの)を 12,000 円で購入した方 【区助成額】 11, 000円 【利用者負担額】 1,000 円 4. 今後のスケジュール ・ 令和8年7月6日 事業周知開始 ・ 令和8年 10 月上旬 申請受付開始 5. 事業費 ※第2回区議会定例会補正予算に計上 88,100 千円	

事業名	高齢者のための物価高騰対策支援
-----	-----------------

ここがポイント	・ 75歳以上の区民に対して1人あたり3,000円分の区内共通商品券を配付 ・ プッシュ型支援とすることで、申請手続きは不要 ・ 商品券の配付を通じて、高齢者福祉に関するサービスを周知し、配送戻りに対応する中で必要に応じて見守り支援などにつなげる。
---------	--

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 物価高の長期化により、特に年金収入への依存度が高い75歳以上の高齢者の生活に深刻な影響を与えている。
- ・ 区ではこれまで、事業者や子育て世帯への物価高騰対策支援を行っているが、加えて75歳以上の高齢者への物価高騰対策の取組みが求められている。

2. 目的

- ・ 75歳以上の区民の物価高騰による影響に対し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、3,000円分の区内共通商品券を配付することで、日常生活の支援を実施する。
- ・ 配付を通じて、高齢者福祉に関するサービスの周知を行うとともに、配送戻りに対応する中で必要に応じて見守り支援などにつなげる。

3. 内容 ※詳細は区ホームページ参照

対象者	令和8年10月1日時点で区内在住の75歳以上の区民 (参考)令和8年6月1日時点での対象者数は32,346人
支給額	1人あたり3,000円分の区内共通商品券を配付
発送時期	令和8年10月以降
発送方法	簡易書留による発送

※受給にあたり申請不要

※詳細は区ホームページ参照

<https://www.city.toshima.lg.jp/379/koureisyzigyo/2606291610.html>



4. 今後のスケジュール

令和8年7月～ 商品券手配、封入封緘契約手続き

令和8年10月以降 対象者へ商品券発送

5. 事業費 ※第2回区議会定例会補正予算に計上

124,294 千円

事業名	長期休暇期間中の障害児の居場所づくり
ここがポイント	・ 夏休みなどの長期休暇期間中に、障害のある子どもの預け先がなく仕事に行けない保護者を支援 ・ 保護者から預かりの要望があり、開所時間を延長する事業所に対して経費を補助

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 障害児が利用する放課後等デイサービスなどの事業において、学校の長期休暇期間中の朝または夕方の時間に預け先がなく、保護者の就労継続や、児童の見守り、介助などの両立が課題となっており、指定障害サービスの提供時間前後も障害児が地域で安心して過ごせる居場所を確保する必要がある。
- ・ 事業所が開所時間を延長した場合、給付金が加算される仕組みはあるが、一定時間以上は加算されず、就労を継続するにあたっては十分でない。

2. 目的

- ・ 長期休暇期間中に、障害児が身近な地域で支援を受け、その保護者が見守りや介助により離職せず就労を継続できるよう、放課後等デイサービスや児童発達支援を時間外に延長して障害児を預かる事業所を支援する。

3. 内容

- ・ 夏休みなどの長期休暇期間中の平日に、放課後等デイサービスや児童発達支援を時間外に延長して障害児を預かる事業所に対し、補助金を交付する。
- ・ 障害児の保護者が就労と両立できるよう、朝と夕方の時間の延長を想定。

【対象事業所】児童発達支援、放課後対策等デイサービスを提供する事業所

【補助基本額】(児童一人あたり／延長時間5時間まで)7,500円／日

4. 今後のスケジュール

- ・ 令和8年7月7日～ 対象事業所への事業内容及び補助金の申請様式等周知、事業開始届の受付
 - ・ 令和8年度夏季休暇・冬期休暇・春期休暇において事業実施
- ※各長期休暇期間終了後、補助金の交付申請及び実績報告の受領、補助金の交付。

5. 事業費 ※第2回区議会定例会補正予算に計上

14,025 千円

事業名	大人の麻しん抗体検査・予防接種助成
-----	-------------------

ここがポイント	・ 麻しん(はしか)の流行の拡大が懸念されるため、既存事業の「先天性風しん症候群予防対策事業」に麻しん抗体検査及び予防接種を追加 ・ 特にリスクの高い妊娠中の女性や定期予防接種前の乳児を麻しんの感染から守る
---------	--

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 現在、麻しん(はしか)患者が都内で増加しており、今後も流行の拡大が懸念される。
- ・ 麻しんは感染力が非常に強く、免疫を持っていない方が感染すると、ほぼ 100%発症し、重症化することも多い。特に、妊娠中に感染すると早産や流産のリスクがあり、乳幼児は肺炎や脳炎を起こすリスクがある。
- ・ 風しんについては、「先天性風しん症候群予防対策事業」において、妊娠を希望する女性やそのパートナー及び同居者等への抗体検査・予防接種を実施中である。既存事業に麻しんを追加することで、麻しん・風しんの抗体検査を同時に行うことができ、いずれかの抗体価が低い場合は、麻しん風しん混合(MR)ワクチンの接種を行うことができる。(希望により、風しんまたは麻しんの単抗原ワクチンも可能)

2. 目的

妊娠中の女性及び定期予防接種前の乳児を麻しんの感染から守る

3. 内容

- ・ 実施医療機関で麻しん抗体検査を受けて、抗体価が低い方を対象に、任意予防接種費用を全額助成する。

	抗体検査	予防接種
対象	19 歳以上 70 歳未満の方のうち ① 妊娠を希望する女性 ② ①の配偶者又はパートナー及び同居者 ③ 妊婦の配偶者又はパートナー及び同居者	左記のうち抗体価が低い者
現行	風しん (先天性風しん症候群予防対策事業)	麻しん風しん混合(MR)ワクチン または風しん(単抗原)ワクチン
追加	麻しん(はしか)	麻しん風しん混合(MR)ワクチン または麻しん(単抗原)ワクチン

4. 今後のスケジュール

令和 8 年 8 月 事業開始

5. 事業費 ※第2回区議会定例会補正予算に計上

6,451 千円

事業名	スーツケースの不法投棄対策
-----	---------------

ここがポイント	・ 不法投棄禁止について、チラシや大型ビジョン等により多言語で周知 ・ 販売店、宿泊事業者、リユース事業者など民間企業と連携 ・ パトロールや地域からの情報収集、警察や民間団体への協力要請等 ・ 条例による対策を検討
---------	---

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 区内のごみ集積所、路上等におけるスーツケースの不法投棄は、内容物が確認できないことから、不審物として110番通報されることもあり、地域の不安要素となっている。
- ・ スーツケースの不法投棄が最も多い地域は「豊島区池袋」エリア。この地域は民泊が最も多いことから、民泊等宿泊施設を利用する外国人旅行者がスーツケースを買い替えた際に、不要となったスーツケースを放置することが主な要因として想定される。宿泊施設でも、チェックアウト後にスーツケースが放置されることが多く、保管や処分にかかる負担（費用・スペース等）が課題となっている。
- ・ 旅行者が不要となったスーツケース（粗大ごみ）を回収する行政のルートがない。

2. 目的

- ・ 旅行者に対し、不法投棄が違法であることを周知するとともに、再利用ルートを確保し、活用してもらうことにより、不法投棄の抑止とともに、地域の環境美化及び安全・安心な生活環境の確保を図る。

3. 内容

- ・ スーツケースの不法投棄禁止にかかる多言語版チラシによる周知（リユース方法についても掲載）
（スーツケース販売店、宿泊施設、公共交通施設、町会等の地域団体、広報掲示板等の活用による周知）
- ・ 池袋駅周辺の大型ビジョンで不法投棄禁止の映像を放映
（東口：池袋 PARCO ビジョン、としま区民センター、西口：池袋 TS-VISION、池袋西口公園グローバルリング）
- ・ スーツケース再利用事業者との連携（協定締結）
- ・ 青色防犯灯付きパトロール車により、多言語アナウンスで不法投棄を呼び掛けながら、区内を巡回
- ・ 町会など、地域からの通報による情報収集
- ・ 条例による対策を検討

4. スケジュール

令和8年6月 … 区施設大型ビジョンにおける広報映像放映開始（としま区民センター、グローバルリング）

7月 … スーツケース再利用事業者との協定締結（7/1）

池袋駅東西口大型ビジョン放映（7/1～：池袋 PARCO ビジョン、池袋 TS-VISION）

多言語版チラシによる周知（日・英・中・韓）

各町会へ協力要請

事業名	豊島区旅館業法施行条例改正へ向けた取組み
ここがポイント	・ 旅館営業に起因する周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、旅館業法施行条例の改正を検討 ・ 営業施設内に玄関帳場(フロント)を設置し、同施設内に営業従事者が常駐することを義務付けるほか、所要の改正を行う素案について、パブリックコメントを実施中
事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など ・ 旅館営業については、平成 30 年に規制が緩和され一室での営業が可能となった。また、フロント設置に代替する基準が規定され、旅館業施設内に営業従事者が常駐していない一室での営業が可能となったことで、一部屋旅館の許可申請件数が増加している。 (平成30年度末:230 施設の内、14 施設が一部屋旅館。令和7年度末:819施設の内、510 施設が一部屋旅館) ・ こうした一部屋旅館に対して、住宅宿泊事業と同様に「ゴミ、騒音、タバコ」など区民から寄せられる苦情が急増しており、周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、豊島区旅館業法施行条例の見直しを行う。 ・ 現在、旅館業法施行条例の改正素案について、パブリックコメントを実施中。 2. 目的 ・ 旅館営業に起因する周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため 3. 内容 以下の内容を定めた改正素案について、パブリックコメントを実施中。 (1)苦情への対応策 ・ 営業従事者の営業施設内の常駐 ・ 緊急時の連絡先等を記載した標識の掲示 ・ 廃棄物の適正処理、騒音・臭気等の発生の防止と宿泊者への説明義務 ・ 苦情発生時の対応及び協議の場を求められた場合の対応義務 ・ 海外在住営業者に対する日本国内在住代理人の選任 ・ 周辺地域への書面及び説明会開催による事前周知義務 (2)構造設備基準の追加・整理 ・ 玄関帳場(フロント)の設置及び設備基準 ・ 営業従事者が常駐するための設備基準 ・ サウナ室を設ける場合の設備基準 (3)営業者に対する指導・監督の強化 ・ 指導、勧告、公表の規定を新設 (4) 適用日:公布の日(営業従事者の常駐及び構造設備基準等については、令和 8 年内の適用を予定) 4. 今後のスケジュール ・ 令和 8 年 7 月 1 日～令和 8 年 7 月 31 日…条例改正(素案)のパブリックコメントを実施 ・ 令和 8 年 9 月…第 3 回区議会定例会に改正する条例を上程予定	